

令和5年2月市議会 総務委員会資料

第12号議案 令和5年度 長崎市一般会計予算

< 目 次 >

別館跡地公用車等駐車場完成までの期間における公用車の配置計画について・・・P 2

企 画 財 政 部
令 和 5 年 2 月

別館跡地公用車等駐車場完成までの期間における公用車の配置計画について

1 概要

別館跡地に整備する公用車等駐車場は、令和9年9月末の完成を予定しており、完成までの期間（以下「暫定期間」という。）における公用車の駐車場所は、市営桜町駐車場及び新庁舎周辺の市有地とする。

2 配置計画

暫定期間における公用車約150台の駐車場所については、市営桜町駐車場及び玉園町市有地、桜町市有地、麴屋町市有地等を基本とする。

ただし、旧市庁舎本館、旧市庁舎別館については、建物解体に着手するまでの間、駐車場として活用する。

	現 状	① 本館・別館 解体工事着手まで	② 別館駐車場 工事完成まで
本館・別館	89台	92台	
新庁舎		4台	4台
金屋町別館	7台		
商工会館	7台	7台	
桜町第2別館	5台		4台
市民会館横	3台	2台	3台
馬町別館	7台	7台	
市営桜町駐車場	出先機関		91台
玉園町市有地	18台	21台	24台
桜町市有地	18台	21台	22台
麴屋町市有地		出先機関	出先機関
配置換え			▲6台
計	154台	154台	148台

3 主な駐車場

(1) 市営桜町駐車場

- ・暫定期間中は、駐車場2階の69台分を使用し、その範囲に公用車最大91台分（縦列駐車含む）を配置。
- ・営業時間外（22時から翌7時）も出庫可能とする。

(2) 玉園町市有地

- ・公用車最大24台（縦列駐車を含む）を配置。
- ・電気自動車の充電設備及び倉庫を設置し、電気自動車及び倉庫を必要とする所属の公用車を優先的に配置。

(3) 桜町市有地

- ・公用車最大22台（縦列駐車を含む）を配置。

(4) 麴屋町市有地

- ・出先機関の公用車（11台駐車可）を配置。

市営桜町駐車場の公用車駐車場としての利用について

（１）利用方法

桜町駐車場は170台で運営しているが、令和5年3月から別館跡地に整備する公用車等駐車場が完成する令和9年9月30日（予定）までの期間については、駐車場1階と2階の合計101台で運営することとし、2階の69台分を公用車駐車場として使用する。

（２）桜町駐車場の概要

- ・所在地：長崎市桜町10-16先
- ・収容台数：自動車170台（うち車いす用4台）、二輪自動車44台
- ・営業時間：午前7時から午後10時まで

（ただし、公用車駐車場に駐車している車両は営業時間外も入出庫可能）

（３）詳細図

